

る「ターチン」に至る延長三十三基米突の「ターチン」線は一九〇五年の開通にして之に次で「ターチン」より其西南岸の漁場地たる「メクロング」に至る延長三十四基米突の「メクロング」線とし一九〇七年より開通せり後年「ターチン」「メクロング」の兩會社は合同し現今之を「メクロング」鐵道と稱しつゝあり

私設鐵道會社の資本金は左表の如く凡て株金全額拂込済なり

株數	資本金	一株の金額
「バクナム」鐵道會社	四〇〇,〇〇〇 銖	五,〇〇〇
「メクミング」同	二二三,〇〇〇 銖	二,三〇〇
「ブラバート」同	同	不詳
		不詳
		不詳

備考 「バクナム」鐵道會社は一九一〇年二月の總會に於て其資本金額を五十萬銖に増額し一株の拂込額を百銖とせり又「ブラバート」線は前述の如く「ナラ」親王殿下の專有に係るを以て其資本金額等を詳述するを得ず

「バクナム」鐵道會社の一九〇九年後半期に於ける收支計算を見るに營業收入七四、二二四銖營業費三六、二九四銖にして差引三七、九二〇銖の利益あり之に前期繰越雜

收入等を加へ四二、一〇〇銖の總純益を得一割の配當をなせり「メクロング」鐵道會社一九〇九年一月より十二月に至る一ケ年間の收支計算は營業收入に於て三一四、三〇七銖を得内營業費は一〇三、五八一銖にして差引二一〇、七二六銖の利益あり之に前期繰越雜收入等を加ふると同時に減價償却資金を引き去りて一二七、五九六銖の純益を得年五分の配當をなせり茲に營業收入及營業費を細別すれば左の如し

一、營業收入

社名	乗客收入	貨物收入	特別列車收入	計
「バクナム」鐵道會社	六三、七六八 銖	九、八五二 銖	五九四 銖	七四、二一四
「メクロング」鐵道會社	二五三、二六七 銖	六〇、九八六 銖	一、二五四 銖	三一四、三〇七

二、營業費支出

社名	俸給及諸給	保線費	瀛車運轉費	總係り費	計
「バクナム」鐵道會社	—	一九、二〇 銖	一〇、九〇七 銖	六、二七七 銖	三六、二九四 銖
「メクロング」鐵道會社	二三、八〇〇 銖	四一、七六六 銖	三八、〇二五 銖	—	一〇三、五八一 銖

備考 「バクナム」鐵道會社は別に俸給及諸給の目を設けず瀛車運轉費及總係り

費中より之を支出し居れりと云ふ

終りに右二會社株券の一九一〇年五月調時價を示さん

一株の拂込額 最終の配當率 一株に對する時價

「バクナム」鐵道株 一〇〇銖 半季 一割 二一五銖

「メクロング」鐵道株 一〇〇銖 年 五分 九〇銖

二、海運

盤谷港は暹羅灣に於ける唯一の開港場にして復た内外航路の發着點なりとす港は世人の知る如く湄南の河口を溯ること約二十五哩の上流に位し水運の便好きものあれども惜むべし其の河口に砂洲を有し恰も門戸閉鎖の姿なるを以て出入の船舶は吃水の淺きものに限り僅に滿潮を利用して通過しつゝあり潮は其月により相違あり毎年十一月の頃は滿潮十五呎内外にして干潮と雖も五六呎の差を生ずること稀にして幾分容易く大船の通過をなし得べきも之に反し三四月頃の干潮に際しては水深僅に一、二呎内外となるが如きことあり斯の如きを以て此國二大産物たる米及チーキを初めとし其他輸出品の多くは解船により河口外コーシチャング島又

は「アングヒン」港に送り同地にて更に積替の手續を爲すを常とし其經費勞力の點に於て將た又商機上の不便不利益は決して輕少ならず河口浚渫の事は多年來内外人により熱心に唱導せられつゝあるも未だ今日迄何等の決定を聞かず往昔愛國者は國防上の見地よりして湄南河に大船巨艦の容易く入來るを恐れ會て一歳隣國と事端を構へし際の如き暹國人はジャンク船四隻に石を滿載し之を河口に沈めて以て敵艦襲來を防ぎたりと云ふ然れ共近時に至つては斯種の杞憂最早一條の滑稽談となりたれば愛國者も安んじて河口浚渫案に賛成するを吝まざるべく之が爲め暹國の受くべき通商貿易上利益の大なるは明なることゝす要するに湄南河口浚渫の舉は現今一日も忽緒に附すべからざる要務と云ふべきなり

外國航路を分つて三面となす左の如し

一、盤谷香港間

一、盤谷新嘉坡間

一、盤谷西貢間

盤谷香港間の航路は其開始年月最も古く且つ利益ある航路の一として知らる蓋

し盤谷港と香港とは輸出入貿易共に極めて密接なる關係を有し例年盤谷港總輸入額の二割四歩弱又同總輸出額の二割六歩強は兩港間によつて取り扱はれつゝあるを見る加ふるに南清地方支那人出稼人の往復繁々毎航少なくとも五百名以上の出入あり爲めに本航路船は多くの場合汕頭又は海南島を経由するを常とするが何れも不定期航路にして荷物の繁閑により一定せず行程は香港直航は通常一週間にして汕頭又は海南島經由は十日前後を要すと云ふ北獨乙「ロイド」會社は盤谷ウキンゾル「會社」Windsor & Coを其代理店とし一千五六百噸内外の汽船二十一隻を以て多年來本航路の營業に従事し其根定深く恰も航路獨占の觀あり先年日本郵船會社に於て本航路の開始をせしとありしも都合により暫時にして廢止せしは尙記憶に新なることとす然るに一九〇九年初めより在暹有力支那商人間に於て資本金三百萬銖を以て華暹通商輪船公司なる一汽船會社を設置し汽船六隻を借入れ本航路の開始をなし其後今日迄兩社は激烈なる競争をなしつゝあり

盤谷新嘉坡間航路は盤谷香港線と相俟て共に暹國對外航路の二大幹線を形成す出稼支那人の往復に於ては本航路は之を盤谷間に比し遙に其數少なきも船室客及

貨物の數量に至つては反て數層の多きを見る蓋し暹國の位置たる世界交通の大路より隔離するを以て貨物は歐羅巴仕出したると又仕向たるとを問はず悉く新嘉坡に於て一と度び積替の手續を経ざるべからざるなり定期船としては北獨乙「ロイド」會社の客船「デリー」及「ヌエングタング」の二隻あり各一千三百餘噸毎週木曜盤谷を出帆し新嘉坡に於て「ロイド」會社歐洲航路船と接續す其他は不定期船にして普通四晝夜の行路とす北獨乙「ロイド」會社「ウキンゾル」會社を盤谷代理店とし汽船九隻を以て之に従事す此外在盤谷の支那商「Lit tit Guan」及「Joe Seng」の二商會も各汽船二隻を本航路に充てつゝあり

盤谷西貢間航路は盤谷と佛領印度支那の商港西貢間とを往復する二週一回の定期船あるのみ「メサゼリーフリユビアル」會社「Messageries Fluviales de Cochinchine」の經營に係るものにして會社は盤谷に支店を置く現時の使用船としては七百餘噸なる「ドナイ」號あり西貢に於ては佛國「エムエム」會社の歐洲航路船と接續をなすと云ふ盤谷西貢間は通商上未だ相關聯するところ深からざるを以て本航路は乗客貨物共に豊富なりと云ふを得ず聞く會社は印度支那政府より若干の航路補助金の支給を受けつ

ありと其説或は然らん

其他本社を丁抹に有し支店を盤谷に置きチーキ材の輸出を初め一般輸出入貿易に従事しつゝあるイーストアジアチックコンパニーは時々盤谷歐羅巴間直航路の廻航をなすことあり又蘭領東印度英領印度比律賓各地より臨時に來航する船舶あるも主として特種貨物の積上下げを目的とせり

内國航路は之を(一)盤谷東廻り線(二)盤谷西廻り線の二線に分つを得べし盤谷東廻り線とは盤谷を基點とし東岸シーラチャラヨングユーブラチャンタブンに寄港し暹國と佛領印度支那の境にある暹領クラット島に達する航路を云ふ毎週一回の定期船にして現今サイアムスチームナビゲーション七百餘噸の汽船二隻を以て之に充つ暹國東海岸は鐵路未だ開けず交通不便の地方なれば本航路は唯一の通路として毎航相當の乗客と貨物を得つゝあり盤谷西廻り線も亦サイアムスチームナビゲーションコンパニーの經營に係り毎週一回盤谷を基點とし西航チヨンボンラングソワンバンドンラコンシンゴラバタニーバタライケランタントリガノ等馬來半島東岸諸港を経て遂に新嘉坡に達するものとす目下の使用船舶としては一千噸内外

の汽船六隻を以て之に充つ馬來半島各州は人口比較的稠密にして且つ礦産物海産物に富み國內に於ける富饒地方として知られつゝあるを以て本航路に於ける乗客の往來貨物の運輸も亦少なからすと云ふ目下建設中なる暹國南方鐵道の新嘉坡延長工事竣工の曉に於て直接競争の位置に立つものは本航路なるべし
外國航路に於ける乗客の現行運賃率は左表の如し

	一等	二等	三等
至香港	一二〇銖	〇銖	二〇銖
至新嘉坡	一一五銖	六五銖	一五銖
至西貢	七二銖	四八銖	一四銖

又此國主要産物たる米とチーキの運賃率は左表の如し

至香港	至新嘉坡	至西貢
玄米 一担に付 〇弗五〇仙	玄米 一担に付 〇弗一七仙五	玄米 一担に付 〇弗一七仙五
白米 一担に付 〇弗五〇仙	白米 一担に付 〇弗一七仙五	白米 一担に付 〇弗一七仙五
チーキ角材 每五十立方呎に付 八弗	チーキ角材 每五十立方呎に付 八弗	チーキ角材 每五十立方呎に付 八弗

チーキ板材 每五十立方呎に付

每五十立方呎に付

每立方六米突に付

〇録一二仙

暹國最近の税關報告に徴するに暹曆一二八年度中盤谷に入港したる船舶の總數は八三二隻此噸數七七四、四二四噸にして出港したる船舶數は八三二隻此噸數七七六、四二一噸とす今之を汽船と帆船に區別するときは左の如し

汽船	入		出	
	隻數	噸數	隻數	噸數
汽船	八二七	七七一、三三三	八二九	七七三、三一〇
帆船	三	三、一一一	三	三、一一一

又同年度盤谷港發着の船客數は次の如しと云ふ

	計	
	上等	下等
到着	一、六九九人	六五、〇一三人
出發	一、五九一人	五八、一七四人

第十七章 郵便電信

國內に於ける驛遞通信の事務は官營にして工部省郵便電信局之を司る一八八一年郵便局を創設し其後二ケ年を経て電信事務を開始し同時に之を合して郵便電信局となし進んで一八八五年には萬國郵便聯合に加盟以て今日に至る目下全國を通じて郵便局の數百〇三ヶ所ありと云ふ暹國の都鄙郵便は配達の度數少なく且つ迅速の點に於て缺くるところなきにしもあらざるも大體に於て普及し居れりと稱して可なるべし鐵道、公道の便なき地方にありては配達は主として小舟に據りつゝあり

一九〇九年及一九一〇年中の一般統計は左表の如し

	一九〇九年	一九一〇年
一、國內にて引受けたる通常書翰數	三、八三四、七一六	四、四九四、九〇六
一、外國より引受けたる通常書翰數	一、一〇三、二一一	一、三五五、三六七
一、外國へ發送したる通常書翰數	三、九八九、九七〇	四、五三三、一四一
一、國內にて引受けたる書留郵便數	三、二〇〇、〇〇二	三、八三三、七七三
一、外國より引受けたる書留郵便數	九〇、八七〇	一〇〇、六七二

一、外國へ發送したる書留郵便數 四〇、四八六 四四、一八七
 二、國內にて引受けたる小包郵便數 一二、二五〇 一四、五一六
 三、外國へ發送したる小包郵便數 二、六八〇 二、七一四
 四、内國爲替の振出されたるもの 金額 二四〇、三九七〇 口數 三、九七〇
 五、外國爲替の振出されたるもの 金額 一、五三八 口數 一、六一一
 電信局は其數通じて六十二ヶ所あり線路の延長七、二八五基米突に達す外國に通ずる電信線路としては現今「ムールメン」線「ピナン」線及西貢線の三線あり暹國の如き國土の廣大なる割合に人口少なく且つ至るところ密林多き土地柄にありては電線建設の容易ならざるは云ふ迄もなく剩え線路は屢々野象、野牛、白蟻の侵害を初め鬱々たる樹木の倒木、轟々たる劇雷の墜落等保線上の困難甚だしきものありと云ふ今一九〇九年及一九一〇年中に於ける外國電報發着數を示せば左の如し

一九〇九年	三六、一六六	四二、五三八
一九一〇年	四三、一四五	五二、九五三

内國電報料は普通通信十語以内一銖にして以上一語を増す毎に十仙を徴し至急電報は普通電報料額の三倍とす外國行電報料は萬國電報料の規定に由る
 電話は曩に使用しつゝ、ありし舊式器械を廢し一九〇九年より新に瑞典「エリクソン」會社式を採用せり目下は使用區域盤谷市内に限られ線路の延長七三基米突にして加入者六百名あり

最近五ヶ年間の郵便電信收入と郵便電信局經費とを比較すれば左の如し

年	郵便電信收入	郵便電信局經費
暹曆一二五年	二三八、二〇八銖	七二九、二二〇銖
同 一二六年	三三一、九三〇銖	六八五、〇三八銖
同 一二七年	三四四、三三二銖	七七九、九七六銖
同 一二八年	四一一、〇八七銖	八五二、二一四銖
同 一二九年	四一八、二七二銖	七五八、七〇八銖

乃ち暹國に於ては郵便電信事業は未だ利益を見るに至らざるものにして年々多少の損失を來せり蓋し本事業の盛衰は一に國民生活の發展殊に海陸運輸機關の完

成に俟つものなれば内地に於ける鐵道の漸通と相應じて將來は進歩を呈するならん

第十八章 衛生

首府盤谷の氣候に關しては既に第四章に於て記述せし如く氣温の統計は盤谷市が決して世人の想像するが如く四時瘴熱の土地に非ることを知るならん唯夫れ今日迄未だ上下水道を初め排水防疫等公衆衛生上に關する設備の完成せざるものを以て往々傳染病の流行あるを免れざるは遺憾なりとす然れ共政府は近時衛生局を設け鋭意改良に努めつゝあれば將來は面目を一新するに至るべし

茲に衛生局の管轄に屬する盤谷市内四病院に於ける過曆一二七年中の患者數を掲げ先づ病種の一斑を窺はん

一、各病院に於ける患者の病種別表

病院名	赤痢	下痢	虎列刺	ペスト	脚氣	天然痘	類別せざる熱病	瘧疾	癡狂	憂鬱病	風癩	白痴	計
警察病院	一三八	一三八	六	四	五〇八	二一	二五八	三七〇	〇	〇	〇	〇	四〇三

病名	赤痢	下痢	虎列刺	ペスト	脚氣	天然痘	類別せざる熱病	瘧疾	癡狂	憂鬱病	風癩	白痴	計
「メンガラック」病院	三二	一〇	二	〇	二二	〇	三四	二二七	〇	〇	〇	〇	三三六
「サムセン」病院	一一	二六	一	〇	〇	〇	三五	二二三	〇	〇	〇	〇	二八六
傳染病々々院	〇	〇	二二	二四	二六八	七六	一三	二	〇	〇	〇	〇	四〇四
精神病々々院	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	六三	三三	三三	四六五
計	一八〇	一七四	三〇	二八	七九八	九七	三四〇	四二二	〇	六三	三三	三三	六二五

備考 警察病院には二、九六二人の外來患者を含む
今是等患者の死亡病各數を見るときは左の如し

	赤痢	下痢	虎列刺	ペスト	脚氣	天然痘	類別せざる熱病	瘧疾	癡狂	強性癡狂	計
警察病院	一一	五	一	一	五	〇	三	五二	〇	〇	七九
「メンガラック」病院	一五	二	〇	〇	九	〇	九	二五	〇	〇	六〇
「サムセン」病院	〇	一一	〇	〇	〇	〇	二	二八	〇	〇	四一
傳染病々々院	〇	〇	一一	二二	四六	四〇	一	〇	〇	〇	一二〇
精神病々々院	〇	八	四	〇	一一八	〇	〇	〇	〇	〇	四一三四
計	二七	二六	一六	二二	一七八	四〇	一五	一〇五	〇	〇	四四三四

「ペスト」虎列刺病等に關し統計表に現したる數字は比較的小數なるの觀あれども

是は必ずしも信を措き難きものにして未だ完全なる傳染病取締法規なき暹國に於ては是等患者として其届出の手續をなさざるもの必ずや多々あるを疑はず種痘は衛生局絶えず施療に従事しつゝ其普及を計れり

清純なる飲料水の缺乏は少なくとも前記諸病を惹起する一大原因たるは何人も認むるところにして現今市民の大多數は毎年雨期中に天然雨水を以て漸く飲用に充てつゝあるも一と度び乾期に入るに及んでは混沌たる湄南河の濁流を汲み來つて飲用に供するの止むを得ざる有様なり在留西洋人の如きは庭内に數多の鐵製タンクを備え付け雨期の將に終らんとするの候より之に雨水を貯蓄し以て來るべき乾期中の飲料水に充て居れり湄南の水は例年三、四月の酷暑に際しては鹽分を含むこと常にして乃ち盤谷市中騰壑扶斯、虎列刺等の發生を見るものとす誠に上水道布設の擧は急務の一たりしが遂に政府は一九〇九年中三百萬銖の豫算を以て愈々之れが布設に着手したりしが此の擧完成の曉には盤谷の衛生情態を一變するものなれば茲に豫定計畫の概要を記さんに盤谷市を去る北方約二十二基米突なる「プラットマターニー」縣「チャングラーク」在運河地點乃ち湄南河の上流にして四時共鹹水の影

響を被らざるところに貯水池を設け河水は此處より「コーラット」鐵道線路の西側に沿ひ新に開鑿せらるべき深さ三米突幅五米突の水道用溝渠により南下「バンクス」村に達し同所に於て鐵道線路を横切り再び其東側に沿ひ盤谷市の北端に位する「サムセン」運河の北岸に出づ此處に四千五百立方米突の水量を包有するに足る濾過池を設け河水はポンプ作用により汲上の後之を沈澱濾過し始めて完全なる飲料水となし大鐵管を以て盤谷市中便宜の箇所に設けらるべき給水池に引き更に一般市民の供給に應ずるものにして工事は一九一二年十一月を以て竣成給水を開始し得べしと

暹羅灣の東海岸に位し湄南河口を去る約六十哩南方なる「コブラ」島に於ける檢疫場は亦盤谷の衛生を論ずるもの、看過すべからざる一項なりとす場は一九〇一年の設立に係り外來船舶は悉く同所に於て定規の檢疫を施さる同所には二千人の苦力を收容すべき隔離所の設備ありと云ふ

在盤谷屠殺場は衛生局の直營にして市街を去る約三哩の下岸にあり盤谷に輸入せらるゝ食料用家畜類は凡て此處に於て八日間の隔離を受け然る後屠殺さる獸醫

の嚴密なる検査を経たる後市場に販賣されつゝあり一二七年度中の屠殺牛數は一〇四一頭に上りたりと

病院は前記衛生局病院の外私立病院として佛國政府の補助を受けつゝある佛蘭西病院と在留外國人有志者の醸金より成立せる盤谷養生園の二院其名著し共に完備せる建設物と熱帯地病に多年の經驗を有する外國醫師を備ふるを以て在留者は安んじて其が生命を托するに足るべし別に支那人の有志家は天華醫院なる病院を設け主として支那人の救護に任じつゝあり

第十九章 宗教

佛敎は暹國の國敎にして國王は法の守護者を以て自ら任じ國民の大多數は佛敎信者なり然りと雖も亦信敎の自由は能く保たれ國內に現存する基督教「マホメット」教「ヒンヅ」教其他の宗教は未だ嘗て禁止若くは迫害を蒙りしことなきのみならず政府は彼等に對して必要なる土地の下附布敎の便宜等能ふ限りの恩恵を與えつゝあるを見る輓近國內に於て發見せられたる古代の佛像、石碑、其他考古學上の物體よ

り推定するに暹國の佛敎は西曆五、六世紀の頃印度より直接に渡來したるものにして彼の西藏、支那、日本へ擴がりしものと同一なる所謂北方學派に屬せしものなりしが其後下つて西曆一〇四四年錫蘭國王「バラカマバン」Parakkambahuの編纂せし三藏經の反譯國內に輸入せらるゝに及んで暹國佛敎は茲に一變し錫蘭、緬甸、東甯、暹諸國と併んで南方學派となり以て今日に及びしが如し

大體に於て國內の佛敎は之を分ちて「マハニカライ」派と「タマユチカー」派の二つとなすを得べし「マハニカライ」派とは暹國が佛敎を有するに至りし以後師資相承しつゝある宗派にして「タマユチカー」派は今を去る六十餘年時の帝王「モングクット」の創設にして其主義とするところは舊來の「マハニカライ」派の法式訓練漸く弛み來りつゝあるを顧み嚴格なる戒律式禮を以てせんとするにありき國民男子は生涯中必ず一と度び僧侶となるを以て精神上の修養を了せしとする慣習にして其が結果國內を通じて寺院僧侶の數夥だしきものあり正確なる統計を有せざるも少なくとも萬に近き寺院と十萬内外の僧侶の存在は疑を入れざるところとす、在籍期間、年齡等に付ては一様の定めなく一ヶ月一ケ年にして還俗する者あり或は終生を僧侶とし

て過すものあり結婚以前に此役を終了する青年あれば又四十五に及んで得道する老紳士なきに非ず盤谷にある寺院の大なるものは一寺に二百三百の僧侶を收容しつゝあるを見る僧侶は其學識又は期間の長短に應じ夫れに階級を有し稱號を異にするも此は畢竟名義上の差異に止まつて各々一様に剃髮黄色の粗服を纏ひ又何等の區別あるなし南方學派の慣習として一般僧侶は朝午の二食とし午後に至りては流動物以外何者をも口にせず平素誦經の外研究科目としては「パリー」語經典の素讀を爲す月の始めと満月は「フンブラ」佛日と稱し信徒の來り法を聽くもの群をなすが國民一般佛教に對する信仰心は極て厚く僧侶は多大の尊敬を受け出生死亡婚姻祭典、家屋の建築、移轉其他あらゆる儀式禮典には先づ僧侶を請じ來つて之が手開をなすを常とす想ふに其意佛に誓ひ神聖を期するにあらん近時に至る迄國內子弟の教育は擧て佛教僧侶の手に據りしは既に教育章に述べしが如く加ふるに醫も亦仁術として或る程度迄彼等の職務に屬し居たりしを見る

國內にある外國宗教の主なるものは基督教羅馬「カゾリック」派と亞米利加長老派の二なりとす羅馬派は其の傳來古く西曆一六六〇年頃より既に布教に従事し爾後

連綿今日に至り根抵深きものあり全國を通じて五十餘の教會堂を有し一名の長老の下に數十名の宣教師あり二萬三千人の信徒を有す亞米利加長老派は盤谷に三箇の教會堂を有するの外地方に數箇の會堂あり又北部の「チェングマイ」市には老樾布教本部を置き長年間熱心老樾人の布教に任じ其成績大に見るべきのありと云ふ

第二十章 國語

暹語は三十二の母音と四十六の子音より成る字體は源を印度文字に採りたるものにして東甫塞、緬甸、ベギユの諸國文字と其形も相似たるものあり然れども韻て之が聲音上の系統を探究するときは數字若くは普通の動植物等の名詞には支那音の轉化し來りしもの多く又抽象的名詞形容詞には「パリー」「サンスクリット」の語音極て多數なるを視る是は云ふ迄もなく往昔印度より佛教の渡來と共に移植されたるものにして其他老樾、東甫塞、馬來等隣邦諸國音の轉じて暹語となりしものも少なからず

「パリー」「サンスクリット」音の轉じて暹語となりたるもの其他僅少の例外を別とし

て普通暹語は單音綴にして *tonsusculus*, *circumflexus*, *demissus*, *Gravis*, *altus* の五段の音調を有す而して其が長短高低の區別は示すに符號を以てす茲に一例を掲げんに「ソーング」*song* なる發音を有する一字なり今若し之を第一音にて唱えんか开は「狀袋」を意味するも第二音は「輝す」なる動詞となり第三音は「隠す」に第四音は「騒々し」に第五音は「貳」となる復雜は之に止まらずして母音並に子音中發音の類似したるもの又少なからずして聴き慣れざる者の最も困難とするところなり

言語は通常大別して佛教に關聯して使用するの場合、貴族に對するの場合及普通の場合となし敬語の使用嚴にして特に名詞に於て其著しきを見る然れども亦文法の整然たるものなく何等の活用法なくして名詞或は動詞となり動詞或は形容詞に變ずる事ありと云ふ

第二十一章 風俗習慣

西曆十六世紀以後絶えず受け來りたる歐羅巴文明の感化は長らく涇南の沿岸に靜居し桃源の夢を食りつゝ、ありし暹國人の風俗習慣を漸化しつゝ、ありしが下つて

十九世紀の後半暹國が直接對外諸國と條約を結び修好を新にするに至つては彼我の往來一層頻繁となり最早現今にては平素の起居動作歐羅巴の風に據るもの少なからず併しながら又此國固有の風習にして尙殘存するものなきに非ず今茲に其一端を掲げん

暹羅の小兒は男女を問はず生後間もなく頭毛を剃り只前頭部に少分の切り髪を殘さるゝものなるが之は漸々長すると共に辮まれ飾るに寶石入又は金屬製の止め針を以てす而して年頃十一二にもなれば此の前髪を剃るの慣ひあり之は人生初期の一大儀式にして終れば乃ち成年の群に入るものと認めらる此の式は往昔は男女を問はず貧富貴賤を論せず實行されし由なるも今日は主として女子にのみ行はれ男子にありては僅に皇族又は貴族の公達に限るの有様なり式場は新設せられ波羅門の天文に基きたる黃道吉日を選び最も盛に行はるを見る式は先づ波羅門僧侶の讀經と共に初まり小兒の名譽の爲め且つは此の小國民をして將來の幸福愈々多からしめんが爲め親戚知己にして社會に於ける先輩有力者は之が剃髪の勞を採る若し夫れ皇族方の場合には國王陛下自ら剃刀を執らるゝ由なるが陛下御所持の剃刀

は凡て純金製にして鑲むに寶石を以てすと云ふ式は數日間亘り其間芝居、音樂其他各種の餘興あり縁者友人は來訪祝辭を呈する等温情最も掬すべきものあり人生第二の大典を結婚式なりとす暹國に於ける結婚は割合に早婚にして其年齢は男子は十七八才女子は十四五才を普通とす婚姻は仲人を以て双方兩親の同意を得たる後結ばるゝものなるが議決するや茲に新郎は新婦身内の者が満足するに足る一家を新築して同棲の屋となし又新婦の母に金銀を送る習慣あり此の金銀を稱して乳金と云ふ蓋し多年來育て來りし母人の慰勞に酬ゆるの意味なるべし結婚の式も佛教僧侶の讀經を以て新夫新婦が將來の幸福を祈り主人は數多の親戚知己を招きて饗宴を張る而して各種の餘興は之に伴はれて股賑を極むを常とす結婚は斯の如く巨額の費用を要するを以て暹國法律に於ては離婚を求めるとの容易なるにも不拘夫婦の破鏡を聞くが如きは殆んど稀なり

葬儀は専ら火葬を行ふ人の死するや死體は直ちに香水其他防腐の藥品を以て裝飾され而して密封せる甕に入れて自宅に安置し數月又は數年を経て火葬さる國の習慣は高貴の人程死體を永く保存するの有様にして前の皇太子殿下の火葬式は崩

御三年後なりしと云ふ式は佛教に據り火葬の數日前死體は木製棺に遷されて自宅より菩提寺に運はれ數日の追善供養あり式の當日は年長者先づ火を點じ以下順々に次ぐ茲に奇なるは火葬式日には式場内外に芝居、煙火、幻燈、音樂等各種の餘興物を設け出來得る限り賑々しく爲すこと是れなり是れ死者の靈魂を慰するにありと云ふ又此際僧侶には諸種の贈物を爲し貧民には施行をなす火葬は最も費用を要すべき儀式の一にして暹國諺に遺産の三分の一は火葬に費さるとは真相を穿ちたるの言と云ふべし

國內男女の平素着用する衣服は「パノング」と稱し幅一碼長さ三碼の切地にして之を以て上は腰部より下は股部迄を纏ふ往古は國內に産する手織木綿を使用しつゝありしも近時は獨乙、印度、英吉利其他各國よりの輸入品多し地質は絹地あるも開は主として男子に限られ女子は木綿地を用ゆ各種の色合あれども無地多くして模様少なし宮中の女官連は七曜に應じ毎日其色を更替せり普通人は平素唯「パノング」を纏ふのみにして下股部は露出し且つ跣足なるも上流人士は長き靴下を用ひ且つ靴を穿つ男子は上衣としては白洋服を着し女子は之に反し只乳部のみを細き切地

にて巻くのみ貴婦人は上身一體に薄き絹地の肩掛け様の物を被ひ留むるに寶石入胸口針を以てし風姿優美なるものあり軍人其他の人士が制服を着しつゝあるを除き國內一般女は固より男子も西洋服を着するは極少の部分のみなり「バノン」は其地質薄く且つ纏て風通り良く熱帯地衣服として最も適當のものにして彼の二十世紀の暹羅の著者「カムベル」氏の如きは之を賞讃して曰く「無恰好の大なる支那袴又は縮り無き馬來の「サローン」と異なり「バノン」は純暹羅服にして然も外見高尚優美に且つ如何にも着心地涼しく彼の盤谷在留歐羅巴人が厚き「フロックコート」を着し窮屈なる襟を立て而して流汗點々たる傍に洋々たる「バノン」姿の暹羅人を見るときは如何にも外人に對し氣の毒の感に堪えず」とは評し得て妙なりと云ふべし髪は男女共斬髪になしつゝあり以前は男子は前頭部の髪を延し周囲を剃りたる由なるを聞く女子の斬髪は餘り他國に例を見ざるものなれども其原因を探るときは敬慕するに足るあり昔し暹國隣邦東甫塞と隙あり一日壯丁は悉く野に出で殘るは女子小供のみなりしが東甫塞軍兵如何にして之を悟りしか突如來襲城壁を包圍し一擧之を陥れんとし邸内の混亂名狀すべからず時に一賢婦あり建策して曰く敵軍の急襲

するは城内空虚にして壯丁の片影なきを察するに由る若かず敵に示すに尙幾多の健兒あるを以てすべしとて城内の女子悉く黒髪を斬り男装以て弓矢を採り躍つて城壁に立ち現れければ東甫塞軍も案に相違し今は油斷あるべからずとて満を持して放たず少時にして出外の壯丁歸營し來り忽ち之を挾撃して暹軍全勝萬々歳を唱えたり其後暹國女子は此の武裝を譽とし斬髪の習慣今日に至ると云ふ

國人は米を以て常食とし副食物としては主として漁類と「カレー」を採り香料と小海老に胡椒、鹽、葱等の調合よりなる「ナンブリック」と稱するものを用ゆ海魚は湄南河の川口「バリナム」邊のもの多けれ共又湄南河の上流に産する川魚其種類乏しからず芭蕉實は果物として四時を通じて食膳に供せらる普通は一日二食にして朝は七時より九時頃の間夕は五時六時の頃に喫す「カレー」は暹羅料理中最上のものにして其味美なるものあり國人は比較的飲料を採ること稀にして食事中小許の湯茶を喫するに過ぎず酒類の嗜好も薄く近時西洋酒の輸入あるも尙米又は砂糖より製せられたる土産の酒は地方人士の好んで口にするとところなり之に反し煙草は最も好むところにして殊に「シガー」の強きものを試み或は又國産の強烈なる煙草を芭蕉の葉

にて包み喫するを見る婦女子は檳榔子實を嚙むの習慣ありて朝起床より就寢に至る迄二六時中絶えず之を口にせり故に彼等の齒色の眞黒にして染上げたるが如し或る醫師は之は齒を保存し且つ消化を助くるに奇効ありと稱せり并は兎に角婦人は何處如何なる場所へ赴くも方二三寸四方なる愛すべき小箱を携えるを見るべし是れ檳榔子實を容るゝ器具にして上等品中には寶石を鑲め純金の金具を附し幾十金の價あるものあり

住居は歐羅巴文明の侵入以來變化著しく現に上等社會人士の多くは西洋館に住し其が客間には「ピアノ」あり安樂椅子あり書棚書臺等西洋家具を以て飾付られて一の遺憾なし斯の如く石造煉瓦の壯大なる建築物ある一方には亦陋小なる木製の土人家屋ありて其對照頗る珍を極む普通の暹羅家は「チーキ」材柱の上に建てられたる木造にして地上を距ること數尺高し蓋し毎年雨期の終りに溢溢し來る湄南河水の浸水を豫防するに外ならず室内風通りの便よりも寧ろ排熱を主として軒廂を長くし窓は多く設けず屋根は棕櫚其他の植物製葉を以て葺き壁は「チーキ」若くは竹木を使用せり來遊外人の奇とするは湄南の兩河は點々たる所謂浮家フロッティングハウスなるべし家は水

上にあつて柱を以て支えられし家族此内にて起臥寢食し一切を便じつゝあり月清くして涼風徐ろに入り來る時湄南河上の浮家に靜座すれば身の熱帯地域にあるを忘れしむるに足ると云ふ

暹國に於ては大陽曆の四月一日を以て公式新年となせども一般人民は其後約一週間内外を経て來るべき所謂釋迦降誕日を樂み國人を初め在住老嫗人東甬塞人「ベギニ」人緬甸人等は此の機に於て各種の供養を爲す家には祝菓子を作り「バナ、」ヤジボン」密柑其他の果物は市場より購ひ來られて先づ僧侶に供養せらる祭日は三日間にして其第二日目には市内寺院の本堂は悉く開放され男女老幼は盛裝行列をなして參詣し佛前に頭を叩き花を捧げ香を點じ一身一家の慶福を祈る斯くて第三日には各種の賭博公許され貴賤の別なく家の内外を通じて盛に輸贏を爭ふを見る又一方宮中に於ては新年の前後數日に亘り佛教本位の莊嚴なる儀式行はれ其の中日の夜分には二十秒毎に大砲を放ち翌朝に及ぶ是れ惡魔を市外に逐ひ放つ爲なりと而して市外の民も爆竹を以て近傍の惡魔拂ひを爲すを忘らざれば當夜は内外相應じて砲聲爆竹音を徹して磯々たり

毎年執行さるゝ誓ひの水飲式は亦年中行事の一にして或は歳首と中元の二度に舉行さる當日在留の文武百官は執も禮装して宮中に參内謁見室に集る國王陛下の出御あるや其傍には鎗刀其他の武器を浸したる清水を盛られたる黄金瓶の恭々しく配置さるゝを見る頃て參列の官吏は一人づゝ前進して陛下御前に跪き最敬禮の後此の水を飲み且つ水を前頭部に灑ぎ掛く其意蓋し二心なき誠忠の現實なりと云ふ此の習慣は久しき前より行はれ來りしものゝ如く其が起源に關しては史蹟の徵するものなし嘗ては國內主なる官吏の半々年分の俸給は此の儀式終了後給せられたりと聞く又地方在勤の官吏は出盤參列すること難しとするを以て盞水は各地に分送されて該地の長官主となりて執行す近時にありては暹國政府備外國人中の篤志者も亦此式に參列して赤心の披露に後れずと云ふ

田植始めの式は例年五月の初旬天の將に雨期に入らんとするの際行はる古代の習慣によれば本式の主催者たる農務大臣は國王陛下の代理として鋤を握り土を掘るものにして往昔は此日の行列順路に當る商家の品物は行列者に恣に持ち去り行く特權を與えられしと云ふ當日大臣は幾十の下僚を率ひて威風堂々田野に出づ土

地は普通盤谷の郊外餘り離れざるところに撰ばれ陛下は屢々御微行臨幸此の盛會を御覽せらるゝことあり行列が豫め用意されたる天幕に着するや茲には草花を以て美々しく飾られたる一對の牛あり鋤を荷ふ暫くにして波羅門僧侶の讀經終るや農務大臣は徐ろに立ち上り牛を操りて鋤を使ひ田土を耕し過すこと約一時間に及ぶ續ひて四人の妙齡の宮女は靱を持して種蒔を爲し以て式を終る又其際別に米穀以外國人常食として必要缺くべからざる各種の植物種は地上に播き散され牛の自由に食するに任せ若し牛が其中の一たる豆類を好むで食するを見れば其歳は豆類の需要多かるべしと云ひ傳えり此式に集る農民等は當日農務大臣の纏ふ「パノング」の高低により米作の豊凶を豫推す大臣が鋤を把るの際「パノング」の端が垂れて踵邊にあらんか其年の雨量は少なくして農民は「パノング」を引き巻くらずして田畑を踏み能ふべく之に反し其端膝近くにあらんか雨量多くして國內は浸水を見るべし若し夫れ「パノング」が踵と膝の中間にあるときは諸事中和を得五穀は豊饒なるべしと確信せり

附錄 日暹修好通商航海條約

日本國皇帝陛下及暹羅國皇帝陛下は俱に兩國間並に其の臣民間に幸に存在する所の修好通商及航海の關係を増進せんことを欲し此の目的を達せんが爲め茲に條約を締結することに決定し即日本國皇帝陛下は暹羅國駐劄帝國辦理公使正五位稻垣萬次郎を暹羅國皇帝陛下は其外務大臣勳一等「チャツクリ」勳章の「ナイト」クロムルアンデヴァウオングセヴァロブラカー「親王殿下を各其全權委員に任命せり因て雙方の全權委員は互に其の委任狀を示し其の良好妥當なるを認め左の諸條を協議決定せり

第一條 日本暹羅兩國間には永世の平和無窮の親睦あるべし兩締盟國の一方の臣民は他の一方の版圖内に於て國法に従ひ其の身體及財産に對し完全なる保護を享受すべし

第二條 兩締盟國の一方は他の一方の版圖の領事官の駐在を許されたる市府及海港に總領事、領事、副領事、及代辦領事を駐在せしむる爲め之を任命すること自由たる

べし然れども右總領事、領事、副領事及代辦領事は定式に従ひ其の駐在國政府の承認許可を得たる後に非れば其の職務を執行することを得ざるものとす右領事官は最惠國の領事へ許與せられ若くは許與せらるべき總ての榮譽、特典、特權及免除を享有すべし

第三條 兩締盟國の一方の臣民は他の一方の版圖内何れの處を問はず最惠國臣民若は人民が渡來滞在及住居することを許與せられ居る所には同じく渡來滞在及住居し且つ其の地に於て家屋、製造所、店舗、及倉庫を所有し或は之を借受け且つ最惠國の臣民若は人民の現に納付し若は將來納付すべきものに異なるか若之より多額の租稅、賦課金、雜費其他一切の徵收を納むることなくして各種の生産物、製造品及貨物の卸賣及小賣營業に従事することを得

總て旅行貿易及住居に關する事項並に各種財産の收得所有及處分又は各種の營業、職業及事業に従事する權利に關する事項に就ては兩締盟國の一方の臣民は他の一方の版圖内に於て何時も最惠國の臣民若は人民に許與せられたる取扱を享くべし

第四條 兩締盟國の版圖の間には相互に完全なる通商航海の自由あるべし

兩締盟國の一方の臣民は外國通商及航海の爲め現に開かれ若は將來開かるべき他の一方の版圖内の各地諸港及諸河には其の船舶及貨物を以て隨意且つ安全に往來するの自由を有すべし

第五條 兩締盟國の一方の臣民は他の一方の版圖内に於て内國通過税、倉入、獎勵金、便益其他貨物の検査、評價、及税金割戻等の事項に就ては全く最惠國の臣民若は人民と均等の取扱を享くべし

第六條 日本國皇帝陛下の版圖内の生産或は製造に係る一切の物品は何れの地より暹羅國皇帝陛下の版圖内に輸入し又暹羅國皇帝陛下の版圖内の生産或は製造に係る一切の物品を何れの地より日本國皇帝陛下の版圖内に輸入するも總て別國の生産或は製造に係る同種の物品に課する所の税金に異なるか若くは之より多額の税金を課せらるゝことなかるべし又兩締盟國の一方の版圖内へ別國の生産或は製造に係る物品の輸入を禁止するに非れば他の一方の版圖内の生産或は製造に係る同種の物品を何れの地より輸入することも禁止することなかるべし但し此の末段

の取扱は人畜或は農業に有用なる植物の安全を保護するに必要な衛生上及其他の禁止には適用すべからざるものとす

第七條 兩締盟國の一方の版圖内より他の一方の版圖内へ輸出する一切の物品に對しては他の各外國へ輸出する同種の物品に對して賦課し若は賦課すべき處に異なるか若は之より多額の關稅、租稅又は雜費を賦課することなかるべし又兩締盟國の一方の版圖内に於て他の各外國に向ひ物品の輸出を禁止するに非れば他の一方の版圖内へ同種の物品を輸出することをも禁止せざるべし

第八條 日本國皇帝陛下の版圖内の諸港へ日本國の船舶或は最惠國の船舶を以て適法に輸入し若は輸入せらるべき總ての物品は暹羅國の船舶を以ても亦同様にして之を右諸港に輸入することを得此の場合に於ては日本國の船舶或は最惠國の船舶が右様の物品を輸入するとき課すべき税金或は雜費の外何等の名義を以てするも更に別種若は多額の税金雜費等を課せざるべし又暹羅國皇帝陛下の版圖内の諸港へ暹羅國の船舶或は最惠國の船舶を以て適法に輸入し若は輸入せらるべき總ての物品は日本國の船舶を以ても亦同様にして之を右諸港へ輸入することを得此場合に於て

は暹羅の船舶或は最惠國の船舶が右様の物品を輸入するとき課すべき税金或は雜費の外何等の名義を以てするも更に別種或は多額の税金雜費等を課せざるべし右相互均等の取扱は右物品の直ちに原産地より到ると其の他の場所より到るとを問はず必ず之を施すべきものとす

輸出に關しても前項の場合と同様全く均等の取扱を施すべし故に兩締盟國の一方より適法に輸出し若は輸出せらるべき物品は其の輸出の日本國船舶に依ると暹羅國船舶に依ると或は第三國の船舶に依るとに拘らず又其の仕向先の兩締盟國の一港たると第三國の一港たるとを問はず兩締盟國の版圖内に於ては之に課するに同一の内國稅及輸出稅を以てし又之に許すに同一の獎勵金並に税金割戻のことを以てすべし

第九條 日本國の諸港に於ける暹羅國船舶及暹羅國諸港に於ける日本國船舶に賦課すべき噸稅、燈臺稅、港稅、水先案内料、檢疫費、船舶の毀損若は破損の場合に於ける救助料其他地方取立金等は同じ諸港に於て同様の場合に一般の内國船舶若は最惠國船舶に現に賦課し若は將來賦課せらるべきものに異なるか若は之より多額なるこ

となかるべし右均等の取扱は兩國の船舶が何れの地何れの港より來り又其の向先の何れの處たるを問はず相互に之を適用すべし

第十條 兩締盟國の版圖内の海港、海灣、船渠、川河或は其他の碇泊所に於て船舶の出入、繫留又は貨物の船積、船卸に關する一切の事項に就ては内國船舶若は第三國の船舶に許與せざる特典は均しく他の一方の船舶にも許與せざるものとす

第十一條 兩締盟國の一方の軍艦或は商船にして暴風又は其他の危難に遭遇し避難の爲め已むを得ず他の一方の海港に進入するものは内國船舶の拂ふべき税金の外何等の税金を拂ふことなく其の港に於て修繕を爲し一切の必需品を求め再び航行するを得べし但商船の船長にして其の費用を支辨する爲め其の積荷の一部を賣却するを要する場合には該船長は其の寄港地の規則及稅目を遵守すべきものとす

兩締盟國の一方の軍艦或は商船にして他の一方の沿岸に於て淺瀬に乗り上げ或は難破したるときは右船舶並に其の器具及其の他一切附屬品及該船舶より救上げたる貨物並に商品及右等の諸物件にして海中に投棄せられたるもの又は之を賣却したるときは其の收得金並に該遭難船内に發見せられたる一切の書類は右船舶の

持主船長或は其の代理人より要求するときは之に引渡すべし右持主船長或は代理人の現場に在らざるときは内國法律に定めたる期限内に當該總領事、領事、副領事、或は代辦領事より請求すれば之を引渡すべし而して右領事官持主船長或は代理人は内國船舶難破の場合に於て拂ふべき所の物品保存費並に難破救助費及其の他の費用のみを拂ふべきものとす

難破船より救上げたる貨物及商品は消費の爲めに通關手續を爲すものに非ざれば一切の關稅を免除すべし但消費の爲めに賣捌く場合には普通の關稅を納むるを要するものとす

兩締盟國の一方の臣民に屬する船舶にして他の一方の版圖内に於て暴風の爲めに吹寄せられ淺瀬に乘上げ或は難破したるときは其の持主船長、若は他の持主代理人不在の場合又は現に其の場に在るときと雖も之を請求する場合には當該總領事、領事、副領事若は代辦領事は其の自國臣民に必要な補助を與ふる爲め關與するを許さるべきものとす

第十二條 兩締盟國の一方の軍艦は最惠國の軍艦の出入することを得べき他の一

方の各港各所に進入、碇泊し且つ修繕を爲すことを得べし右軍艦は最惠國の軍艦と同一の規定に服従し又最惠國の軍艦に現に許與せられ若は將來許與せらるべき榮譽、利益、特權及免除を享受すべし

第十三條 兩締盟國は其の一方の通商、工業及航海を他の一方に於て總て最惠國の基礎に置く主意を有するに因り通商、工業及航海に關する一切の事項に關し其の一方より別國の政府、臣民、人民、船舶或は商品に現に許與し或は將來許與すべき一切の特典殊遇若は免除は他の一方の政府、臣民、人民、船舶或は商品にも即時に且つ條件を附せずして之を許與すべきことを兩締盟國に於て約定す

第十四條 本條約は批准交換の上は直ちに實施せられ十ヶ年間効力を有するものとす而して其後兩締盟國の一方が之を廢棄する旨を通知したる日より一ヶ年間に經過する迄有効のものとす

第十五條 本條約は日本文、暹羅文及英文の三國文各二通に調印し若し日本文と暹羅文の間に文意の相違する所あるときは英文に依て之を裁定すべきものとす

第十六條 本條約は之を批准し其批准は可成速に盤谷に於て交換すべし

右證據として兩國全權委員は之に記名調印するものなり

明治三十一年二月二十五日即ラタナコシンドルソック第百十六年西曆千八百九十八年二月二十五日盤谷に於て本書六通を作る

稻垣滿次郎

デヴァウオングセヴァロブラカー

同上附屬議定書

本日日本暹羅兩國間修好通商航海條約に調印するに方り兩締盟國の全權委員は左の宣言を爲せり

第一暹羅國政府は暹羅國の司法改革の完了せらるゝ迄即刑法、刑事訴訟法、民法、婚姻法及相続法を除く民事訴訟法及裁判所構成法の實施に至る迄日本國領事官に於て在暹羅國日本國臣民に對し裁判權を執行することを承認す

第二日本國政府は暹羅國と條約を有する他國の臣民人民及船舶に關する暹羅國現行の貿易規則及關稅目は暹羅國に在留する日本國の臣民及船舶に對し有効

たるべきことを承認す

右規則及稅目は日本國或は暹羅國の要求により十二ヶ月豫告を以て何時たりとも改正に附することを得べし

前文の規則若は本日調印したる條約の違反に對する一切の科料及罰金は暹羅國政府に納附すべきものとす

第三本日調印したる條約の解釋若は實行又は該條約違反の結果に關して生ずる所の一切の爭議は直接に調和的協定を爲すべき方法の盡きたる場合に於ては仲裁委員の裁定に任すべきものとす而して該仲裁の決定は兩國政府に於て遵守すべきものとす

該委員は兩國政府の合議を以て撰定すべく若之を爲すこと能はざるときは兩者各一名若は各同數の仲裁者を指名し而して斯く撰定せられたる仲裁者は一名の審判長を撰定すべし

仲裁の手續は各件毎に兩締盟國に於て決定すべく若之を爲すこと能はざるときは仲裁委員自ら前以て之を決定すべき權利を附與せられたるものとす

下に記名する所の全権委員は本議定書は本條約と同時に兩締盟國政府に提供し右條約批准せらるゝときは本議定書に記載する所の諸約定は別に正式の批准を要せずして兩締盟國政府の可認せしものと看做すべきことを約す

右證據として兩國全権委員は本議定書に記名調印するものなり

明治三十一年二月廿五日即「ラタナコシンドルソツク」第百十六年西曆一千八百九十八年二月廿五日盤谷に於て本書六通を作る

稻垣滿次郎 團

デヴァオングセツアロブラカー 團

白象王國終

明治四十五年五月一日印刷
 明治四十五年五月廿日發行

白象王國

定價金壹圓

著者 所有

著者

山口武

發行者

內山正如

印刷者

東京市小石川區久堅町百〇八番地
市川七作

印刷所

東京市小石川區久堅町百〇八番地
博文館印刷所

發賣元

東京市日本橋區本町三丁目

博文館

梅村 瓜生 寅君 譯 口繪 (コロタイプ一枚 地圖彩色刷四枚)

マルコポロ紀行

全一冊

菊判 總布 上製
紙數 五百六十餘頁
正價 金壹圓五十錢
小包 金拾錢

● 博文館 ●

著者は伊太利ツエニスの人冠冠交に従ひ波斯を跋渉し葱嶺を越え支那に入り十七年の間元の忽必烈帝に事へて諸國を歴遊し後に歸て海軍に將たり戰敗て捕虜となり在獄の間同囚の者に口述して歴遊中の見聞事實を筆記せしめし者即ち此書なり此書世に出で、人皆之を珍とし歐洲諸國競て國語に譯し傳傳騰寫し遂に佛伊英露獨蘭羅匈等の語を以て世に傳はる者實に七八十種其出版公行せし者も亦三十種に下らず而て吾邦に於ては未だ曾て之を見ず文學界の一缺陷と云はざるべからず著者此に慨あり自ら奮て之を譯し兼て漢洋古今の歴史地理の書數十部を涉覽して參考に資し以て其誤を正し厥を補ひ註釋に加て讀者に便せらる

統監 伯爵 寺内正毅閣下題字 (地圖、口繪)
陸軍大將伯爵 奧 保鞏閣下序文 (地圖多數)
陸軍歩兵少佐 日野 強君 著

◎伊犁紀行

全二冊菊判特製
正價 金貳圓六拾錢
小包 金拾六錢

伊犁は在昔、西域の地斑超の名によりて邦人に記憶せらるるも、其地僻遠、今尚ほ世界に於ける一闇面たるなり、著者隨に其筋の命を帯びて此地に入り、道を歴る一萬五千哩、日を費す四百七十四、廣く探り、深く極め、人情風俗、通商、物産、地理、歴史、行政、司法、教育、宗教よりして、交通、經濟、兵制に至るまで凡そ目に觸れ耳に入るもの、秘を抉し、微を穿ちて真相を暴露せり

寺内伯 清浦子 牧野男
外甘名家 題字 題旨 題詩 題歌
山田 寅次郎 君 著

◎土耳其畫觀

全一冊菊二倍判特製
正價 金拾貳圓
小包 金拾貳錢

本書は著者が十八年間土耳其に來往せる間に於て耳聞目睹せられたる風光習俗を合せて綴録し、交ゆるにアツシヤ、埃及、希臘、羅馬、亞刺比亞等の古代模倣併に土耳其の古跡等を以てし、之を木版百數十面によりて解示せるもの、土國の真相を究めて其國情を窺はんとする人は勿論、丹青家、圖案家の見逃すべからざる近來稀有の一大珍書なり

342

102

4

